



JCSS

技術的要求事項適用指針

登録に係る区分：温度

校正手法の区分の呼称：接触式温度計

参照標準の種類：ガラス製温度計

（第11版）

（JCT21303－11）

改正：2020年3月23日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

この指針に関する全ての著作権は、製品評価技術基盤機構に属します。この指針の全部又は一部転用は、電子的・機械的（転写）な方法を含め製品評価技術基盤機構認定センターの許可なしに利用することは出来ません。

発行所	独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター
住所	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2 丁目 49 番 10 号
T E L	03-3481-1921(代)
F A X	03-3481-1937
E・m a i l	jcass@nite.go.jp
Home Page	https://www.nite.go.jp/iajapan/jcass/

目 次

1. 適用範囲.....	4
2. 引用規格及び関連文書.....	4
2.1 引用規格.....	4
2.2 関連文書.....	4
3. 用語.....	4
4. 参照標準.....	4
4.1 常用参照標準の校正される範囲.....	4
4.2 常用参照標準による校正の範囲.....	5
4.3 常用参照標準の校正周期.....	5
4.4 常用参照標準の具備条件.....	5
4.5 ワーキングスタンダード.....	5
5. 設備.....	5
6. 測定のトレーサビリティ.....	6
7. 施設及び環境条件.....	6
8. 校正方法及び方法の妥当性確認.....	6
9. 校正測定能力及び測定の不確かさ.....	6
10. サンプルング.....	6
11. 校正品目の取り扱い.....	6
12. 結果の報告（校正証明書）.....	6
13. 要員.....	6
13.1 技術に係る管理要員に対する責任、知識、経験等の要求事項.....	6
13.2 校正従事者に対する資格、経験及び教育・訓練の要求事項.....	7
14. サービス及び供給品の購買.....	7
15. 登録申請書の記載事項.....	7
16. その他.....	7
今回の改正のポイント.....	8

JCSS技術的要求事項適用指針

登録に係る区分：温度

校正手法の区分の呼称：接触式温度計

参照標準の種類：ガラス製温度計

1. 適用範囲

この技術的要求事項適用指針（以下、「適用指針」という。）「接触式温度計（ガラス製温度計）」は、適用指針「接触式温度計（共通）」と合わせ、JCSSにおける校正手法の区分の呼称：接触式温度計のうち、参照標準であるガラス製温度計を用いて校正を行うものについて定める。

なお、本適用指針の対象となる温度範囲は、 -50°C から 360°C である。

2. 引用規格及び関連文書

2.1 引用規格

次によるほか、適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

JIS Z 8704 温度測定方法－電気的方法

JIS Z 8705 ガラス製温度計による温度測定方法

JIS Z 8710 温度測定方法通則

(注) これらの規格は、版数等を指定しない限り、原則としてその最新版を用いる。

2.2 関連文書

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

3. 用語

この適用指針の用語は、次によるほか、適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

- 1) 常用参照標準：温度計校正用のガラス製温度計
- 2) ワーキングスタンダード：校正事業者において、特定二次標準器又は常用参照標準に連鎖する校正を行った温度計校正用のガラス製温度計

4. 参照標準

4.1 常用参照標準の校正される範囲

校正事業者は、保有する常用参照標準に対して、特定二次標準器に連鎖した段階的な計量器の校正を受けることができる。

常用参照標準のガラス製温度計は、JCSSの登録事業者により、校正業務に必要なすべての温度において校正され、各温度における指示値若しくは補正值及びその不確かさが与えられる。

4.2 常用参照標準による校正の範囲

4.2.1 校正対象計量器

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

（例） 校正対象計量器については、適用指針例示集1「校正対象計量器の例」を参照してもよい。

4.2.2 事業の範囲

常用参照標準が校正された温度のみで校正事業が可能である。

- 1) 校正の不確かさ及び校正対象により、領域の一部に校正範囲が限られてもよい。
- 2) 常用参照標準が校正された温度を用いて内挿した温度目盛による校正事業は認められない。このため、常用参照標準は、校正事業において想定されるすべての校正温度において、特定二次標準器に連鎖した段階的な計量器の校正を受けなければならない。

4.3 常用参照標準の校正周期

校正周期は、校正実施日の翌月の一日から起算して一年とする。ただし、校正事業者が常用参照標準について定期的な検証を行うなかで、常用参照標準による校正測定能力での校正を行うのに必要な管理限界値を超えるようなデータが検出された場合及びその他の異常等が発見された場合は、上記期間内であっても特定二次標準器に連鎖した段階的な計量器の校正を受けなければならない。

4.4 常用参照標準の具備条件

常用参照標準は、標準用ガラス製温度計であって、十分にエージングされ、経年変化等の履歴（校正履歴）が三年以上あるものに限る。

4.5 ワーキングスタンダード

4.5.1 ワーキングスタンダードの管理

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

4.5.2 ワーキングスタンダードの具備条件

ワーキングスタンダードは、標準用ガラス製温度計であって、十分にエージングされ、経年変化等の履歴（校正履歴）が三年以上あるものが望ましい。

（注） 常用参照標準を用いた校正手順による校正測定能力で登録を受け、ワーキングスタンダードのみを用いて同一の不確かさで校正することはできない。

5. 設備

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

（例） 校正用機器及び周辺機器については、適用指針例示集2「校正用機器及び周辺機器の例」を参照してもよい。

6. 測定のトレーサビリティ

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

7. 施設及び環境条件

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

8. 校正方法及び方法の妥当性確認

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

（例 1） 校正方法については、適用指針例示集3「校正方法の例」を参照してもよい。

（例 2） 校正マニュアルの記載については、適用指針例示集4「校正マニュアル記載要領」、不確かさ評価マニュアルの記載については、適用指針例示集5「不確かさ評価マニュアル記載要領」を参照してもよい。

9. 校正測定能力及び測定の不確かさ

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

（参考） 校正の不確かさの見積もり項目とその評価方法については、「JCSS不確かさの見積もりに関するガイド（接触式温度計）」に記載があるので、参照してもよい。

10. サンプルング

特になし。

11. 校正品目の取り扱い

特になし。

12. 結果の報告（校正証明書）

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

（例） 校正証明書の記載事項については、適用指針例示集6「校正証明書の記載例」を参照してもよい。

13. 要員

13.1 技術に係る管理要員に対する責任、知識、経験等の要求事項

- 1) 技術に係る管理要員は、登録された校正事業の技術的事項の全責任を負う。
- 2) 技術に係る管理要員は、ガラス製温度計を常用参照標準とする校正事業に係る十分な技術的知識を持ち、校正結果の正確な評価を行う能力を有すること。
- 3) 技術に係る管理要員は、校正従事者の教育・訓練及び適切な監督・指示を行う能力を有すること。
- 4) 技術に係る管理要員は、下記の知識を有し、ガラス製温度計を常用参照標準とする校正事業に関連した分野で三年以上の経験を有することが望ましい。
 - a) 国際温度目盛に関する知識
 - b) 校正対象計量器であるガラス製温度計に関する知識
（構造、測定原理、二重管式と棒状の相違、ガラスの膨張係数、液種、非直線性、水銀

の劣化、気泡、露出補正、液飛び、内部圧力の影響等)

- c) 測定装置の誤差要因と不確かさ評価に関する知識
(比較温槽の評価：温度制御方法（PID等）、温度安定性、温度分布)
- d) 不確かさ評価に必要な統計処理及びGUMIに関する知識
- e) 比較校正装置とそれを用いた校正に関する十分な知識と経験

13.2 校正従事者に対する資格、経験及び教育・訓練の要求事項

- 1) 校正従事者は、ガラス製温度計を常用参照標準とする校正事業に係る資格を持つこと。
- 2) 校正従事者の資格基準は適切であること。
- 3) 校正事業者は、継続して適切な校正が実施できるように、また最新の技術に対応できるように、校正従事者に対して定期的かつ計画的な教育・訓練を行っていること。
- 4) 校正従事者の教育・訓練の内容は適切であること。
- 5) 校正従事者は、ガラス製温度計を常用参照標準とする校正事業に係る十分な知識と一年以上の経験を有することが望ましい。

(参考) 経験年数は、目安の期間である。実施した校正件数や持回り比較による技術能力も考慮される。

14. サービス及び供給品の購買

適用指針「接触式温度計（共通）」を参照すること。

(例) オイルバスに使用するパラフィン又はシリコーンオイル、温湿度計記録紙などがこれに該当することがある。

15. 登録申請書の記載事項

登録申請書の記載方法については、適用指針例示集7「登録申請書の記載例」を参照してもよい。

16. その他

特になし。

今回の改正のポイント

（改正理由）

1. 引用規格の見直しのため
2. ISO/IEC17011、ISO/IEC17025に合わせた表記の変更のため

（主な改正箇所及び内容）

1. JIS B 7411を削除
2. 「最高測定能力」を「校正測定能力」に修正。
「技術管理主体」を「技術に係る管理要員」に修正。